

## 新宮町まちづくり自主活動支援事業実施要綱

平成14年3月29日  
新宮町告示第41号

### (趣旨)

第1条 新宮町の21世紀を展望し、地域づくりの在り方を行政主導型から町民主導型へシフトさせ「自分たちのまちは自分たちで考え、創造する」を基本コンセプトに町民の自主的な地域づくり活動を促進し、地域活性化、住みよいまちづくり、創造性豊かな人づくり等に資するため、次条に定めるまちづくり自主活動支援事業(以下「事業」という。)を行う。

(改正(平18告示第21号))

### (事業)

第2条 この事業は、自主的なまちづくり活動を支援するため、第4条に掲げる団体に対し予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金の交付に関しては、新宮町補助金等交付規則(平成9年新宮町規則第8号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(改正(平18告示第21号))

### (助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次の各号のいずれかに該当する自主的な事業で3年以上継続して行われる見込みであること。

- (1) 住民相互の幅広い地域間交流活動(ふれあい活動)
- (2) 美しく住みよい地域を守り創るための奉仕活動(れんたい活動)
- (3) 地域の文化、産業、歴史等に関する学習及び伝承活動(あいきょう活動)
- (4) 地域の持つ個性を生かし、新宮町を広くアピールする活動(イメージアップ活動)
- (5) 行政と共通の課題に対し、協働しながらまちづくり事業を展開する活動(協働事業)
- (6) その他町長がまちづくりのために効果的であると認める活動

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、助成対象事業としないものとする。

- (1) 町又は公的団体の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業。ただし、既に町又は公的団体の補助金の交付を受けている団体の新規事業については、これまでの事業内容及び新規の事業内容を書類審査し判断するものとする。
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 公共・公益性を欠く事業
- (4) その他助成することが適当でないと認められる事業

(改正(平18告示第21号))

(助成対象団体)

第4条 前条第1項の助成金を交付することができる対象者は、次の各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 自主的にまちづくり、地域づくりに取り組み、まちづくり団体として町等に登録され、かつ、継続的な活動を行う町民おおむね10人以上で組織する団体であること。
- (2) 政治的又は宗教的な目的をもった団体でないこと。
- (3) 営利を目的とした団体でないこと。

2 助成対象団体の選考は、別に定めるまちづくり自主活動選考委員会で選考する。

(改正(平18告示第21号))

(助成金)

第5条 助成金の額は、当該事業費のうち次条に定める助成対象外経費を除いた費用とし、1事業あたり30万円を限度とする。

2 助成期間は、単年度を基本とし3か年を限度とする。

3 第1項に掲げる事業において、3か年を超えて事業を実施する必要があると認められるときは、継続して助成することができるものとする。ただし、その場合の助成金額は、20万円を限度とする。

4 助成金に千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

5 助成金の交付は、助成対象事業の完了後に交付するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたものについては、事業の完了前であっても、その助成金の全部又は一部を交付することができる。

(全改(平18告示第21号))

(助成対象外経費)

第6条 助成対象外経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 人件費
- (2) 団体の直接的な運営費
- (3) 活動内容自体の委託費
- (4) 食糧費
- (5) その他町長がこの告示の趣旨に照らし、適当でないと認めるもの

(改正(平18告示第21号))

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなけ

ればならない。

- (1) まちづくり自主活動支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 助成金内訳書又は見積書
  - (4) 申請者の概要説明書(団体の設立年月日、設立の目的、団体の事業内容、構成員数、役員等を記載したもの)
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請は、前項に掲げる書類を添えて町長が定める日までに提出しなければならない。  
(改正(平18告示第21号))

(助成金の交付決定)

- 第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、まちづくり自主活動支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)を当該申請団体に交付するものとする。
- 2 町長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

(実績報告)

- 第9条 助成金の交付を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。
- (1) まちづくり自主活動支援事業助成実績報告書(様式第3号)
  - (2) 収支計算書
  - (3) 事業実施に係る日程、参加名簿、記録写真等活動実績を明らかにする資料
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、助成金を交付した団体に対し、公開による報告会等においてその成果の発表を求めることができる。
- 3 実績報告は、事業が完了した日から1か月を超えない日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第10条 町長は、前条の報告を受け、その内容が適当と認めるときは速やかに助成金の額を確定し、当該助成団体にまちづくり自主活動支援事業助成交付確定通知書(様式第4号)をもって通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第11条 町長は、当該助成団体が次の各号に該当したときは、既に交付した助成金の全部

又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出した書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) その他不正行為があったとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月18日告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日告示第16号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月14日告示第21号)

(施行期日)